

所得税のきほん

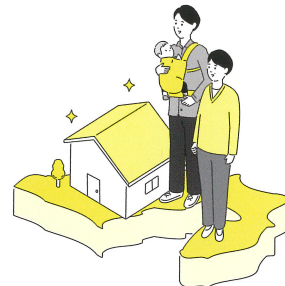
～ 地震保険料、社会保険料控除 ～

地震保険料控除とは？

納税者が、特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料（掛金）を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度のことです。

地震保険料控除の対象となる契約は、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が所有し、常に居住の用に供する建物および生活に通常必要な家財に対して掛けられた契約です。

(例) 損害保険会社や外国保険事業者と契約した損害保険契約
農業協同組合の締結した建物更生共済契約または、火災共済契約



CHECK 旧長期損害保険

地震保険料控除制度の設立により、平成19年分から損害保険料控除が廃止されました。しかし、経過措置として以下の要件を満たす長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約（保険（共済）期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

控除の金額

控除の金額は年間支払料によって決まります。

区分	年間支払料の合計	控除額
(1) 地震保険料	50,000円以下	支払金額の全額
	50,000円超	50,000円
(2) 旧長期損害保険料	10,000円以下	支払金額の全額
	10,000円超20,000円以下	支払金額×1/2+5,000円
	20,000円超	15,000円
(1)・(2) 両方がある場合	—	(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高50,000円)

社会保険料控除とは？

納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができる制度のことです。その年に実際に支払った金額または、給与や公的年金等から差し引かれた金額の全額を所得から控除することができます。

(例) 健康保険や介護保険の保険料
国民健康保険の保険料、後期高齢者医療保険料
国民年金や厚生年金保険の保険料

※令和7年1月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！